

随意契約によることとした理由

1 件名

令和7年度比治山公園におけるにぎわいづくり推進業務

2 業務概要

本市では、比治山公園「平和の丘」基本計画（平成29年3月策定）に基づき、平成30年度から比治山公園の集客や魅力向上のため、多様な主体と連携しながら、イベントやワークショップ等を企画・開催している。

令和7年度は、引き続き、公園に関心を持つ人を増やすとともに、関心を持つ人の中から公園で活動してみたいと思う人も増やしていくため、公園でのイベント等を開催する。

3 契約の相手方

(1) 所在地

広島市中区江波西一丁目25番5号

(2) 商号又は名称

株式会社荒谷建設コンサルタント

4 随意契約の根拠規定

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当

（物品売買等に係る随意契約ガイドライン3－(1)－オに該当）

5 随意契約によることとした理由

本業務は、業務受託者が持つ知識や経験、それらに基づく提案力によって大きく業務成果の異なる性質の業務であることから、受託者の選定に当たっては、入札金額だけで受託者を選定する一般競争入札ではなく、業務の履行能力等を評価し、最も適した者を選定できる公募型プロポーザル方式を採用した。

同プロポーザルにおいては、2者から提案書が提出され、「令和7年度比治山公園におけるにぎわいづくり推進業務プロポーザル審査委員会」において審査した結果、当該業者が受託候補者として特定された。

よって、本業務は、同者でなければ履行するのが困難なため、随意契約によることとした。